

2014年上海知的財産権の10大典型的案件

2015年4月13日 11:10:43

事例1

原告玄霆公司 v. 被告幻想縦横公司 作品情報ネットワーク伝達権の侵害紛争事件

一. 事件概要

原告の上海玄霆娛樂信息科技有限公司（以下、「玄霆公司」）は「起点中文網」の運営事業者である。本件の訴訟前、原告は文字による著作物『永生』の作者である王鐘（ペンネームは「夢入神機」）と著作権契約による訴訟を起こしており、法院（日本の裁判所に相当）はすでに原告に『永生』の著作権があることを確認し、発効判決を下した。その後も、被告の北京幻想縦横網絡技術有限公司（以下、「幻想縦横公司」）は同社が運営する縦横中文網で上記作品の不法掲載を続け、また訴外者である中国移动通信集团浙江有限公司および上海暢声網絡科技有限公司（以下、「暢声公司」）に携帯電話の閲読基地と暢聽網で小説を利用する権限を付与した。原告は上海市第二中級人民法院（日本の地裁に相当）に上訴し、被告に権利侵害を止め、損害と合理的な費用 1,205 万 1,500 元を賠償するよう申し立てた。

二. 処理結果

上海市第二中級人民法院は審理の結果、被告が許諾を得ず、縦横中文網に『永生』を掲載し、訴外者である中国移动通信集团浙江有限公司および暢声公司に『永生』を利用する権限を付与する行為は原告が『永生』に対して有する作品情報ネットワーク伝達権を侵害し、被告は権利侵害を止め、損害賠償の民事責任を負うべきであると判断した。被告が得た利益は著作権法に定める法定賠償額の上限である 50 万元を超えることを示す証拠があることから、法院は法定賠償額の最高額をもとに情状を考慮して原告への経済的損失 300 万元と合理的な費用 3 万元の賠償を確定した。判決後、被告は不服として上訴した。上海市高級人民法院は審理の結果、原審判決の認定事実ははっきりとしており、法律の適用は正確であるとして、上訴棄却を決定し、原判決を維持した。

三. 評釈

本件の原告、被告とも国内で有名なネット小説のポータルサイトで、事件関連ネット小説『永生』は小説に過ぎないが、作品は売れ行きが良く、文字数は 500 万字を超え、検索

ランキングでは第1位であるため、法院は法により300万元の高額賠償を命じる判決を下し、知的財産権保護の強化を示した。

事例2

原告鉅泉公司 v. 被告雅創公司、銳能微公司 集積回路配置図設計専有権侵害紛争事件

一. 事件概要

鉅泉光電科技(上海)股份有限公司(以下、「鉅泉公司」)は2008年3月1日、「ATT7021AU」と称する配置図設計の創作を完成し、同年に配置図設計の登録を行った。被告の上海雅創電子零件有限公司(以下、「雅創公司」)と深圳市銳能微科技有限公司(以下、「銳能微公司」)はRN8209、RN8209Gチップの製造・販売を行っている。銳能微公司是ウェブサイトで、2010年9月にRN8209の販売数が1,000万個を超えたと紹介していた。銳能微公司から差し押さえた増値税専用領収書によると、RN8209Gチップの販売数は1,120個、単価は4.80~5.50元。RN8209チップの販売数は6,610個、単価は4.20~4.80元だった。委託して鑑定を行った結果は次の通り。1. RN8209、RN8209Gは原告が主張する独創点5(デジタルルールとアナログルールとのリンク配置図)と同じである。2. RN8209、RN8209Gは原告が主張する独創点7(アナログデジタル変換回路の配置図)のうち第二区画の独立ブースター回路の配置図と同じである。3. 既存の証拠により上述の1、2には独創性があり、常用設計ではないと認定すべきである。

二. 処理結果

上海市第一中級人民法院は、被告の銳能微公司が原告の許諾を得ず、原告のATT7021AUチップに使われている独創的な「デジタルルールとアナログルールとのリンク回路配置図」および「独立ブースター回路の配置図」を複製してRN8209、RN8209Gチップの製造に利用し、それを販売した行為は原告が有するATT7021AU回路配置図設計専有権を侵害したとして、侵害の即時停止と損害賠償320万元の支払いを命じる判決を下した。鉅泉公司、銳能微公司はいずれも一審判決を不服とし、上海市高級人民法院(日本の高裁に相当)に上訴した。上海市高級人民法院は審理の結果、原審判決の認定事実ははっきりとしており、法律の適用が正確であるとして、上訴棄却を決定し、原判決を維持した。

三. 評釈

本件は典型的な集積回路配置図設計の権利侵害紛争事件である。集積回路配置図設計の

専門性により、法律の規定が比較的原則的であり、関連の司法実務は比較的少ない。本件の審理を通じ、法院は集積回路配置図設計の権利侵害の判定基準における問題点について深く掘り下げて探求し、配置図設計のいずれの部分であろうと未許諾のまま複製することは権利侵害に当たることを明確に示し、今後の同類事件の審理において参考および指針となる。

事例 3

原告ノキア社 v. 被告華勤公司 発明特許権侵害紛争事件

一. 事件概要

ノキア社は「データ伝送方式の選択」と称する発明特許（特許番号 ZL200480001590.4、以下、「事件関連特許」）の特許権者で、事件関連特許は 2008 年 7 月 9 日に権限を付与された。2012 年 5 月 31 日、中華人民共和国国家知識産権局専利復審委員会（以下、「専利復審委」）は上海華勤通信技術有限公司（以下、「華勤公司」）が事件関連特許について申し立てた無効審判請求に対し、事件関連特許権の請求項 1、3、5、6、8、10 は無効であり、請求項 4 が請求項 3 を通じて請求項 1 の考案を引用し、請求項 9 が請求項 8 を通じて請求項 6 の考案を引用することは無効であるとの審判を下した。請求項 2、7 は引き続き有効であり、請求項 4 が請求項 3 を通じて請求項 2 の考案を引用すること、請求項 9 が請求項 8 を通じて請求項 7 の考案を引用することは有効であるとした。

ノキア社は、華勤公司が購入した携帯電話には事件関連特許の請求項 7 で保護を求める考案が実施されており、華勤公司が権利侵害を訴えられた製品について許諾を経ずに製造、販売の申出、販売を行うことはノキア社の上述の特許に対する権利侵害に当たると考えた。したがって、以下の判決を下すよう申し立てた。1. 華勤公司による L160A、V91、S300C、S520A および L18 型携帯電話の製造、販売の申出、販売はノキア社の ZL200480001590.4 号特許を侵害したと確認する。2. 華勤公司は直ちにノキア社の上述の特許権侵害行為を止める。3. 華勤公司はノキア社に経済的損失として 2,000 万元を賠償する。

二. 処理結果

上海市第一中級人民法院は、請求項 7 が保護を求めているのは請求項 1 および 2 で述べられている方法を実現または実施できる装置であるとした。請求項 7 の作成方式は方法のステップの特徴の前に「として配分される」を加えて限定したもので、文の意味から「として配分される」は限定されるあるステップの機能もしくは効果を備えさせる、または達成させることと理解すべきである。請求項で「として配分される」と表現した技術的特徴はいずれも明細書と添付図面が示す具体的な実施方式および同等の方式を踏まえて内容を

確定しなければならない。ノキア社が主張する特許明細書において請求項に対する説明または実例の多くは、方法、ステップまたは機能に関わるもので、装置自体に対する説明が欠けている。さらに明細書の全文をチェックしても、依然として装置自体がどのように「として配分される」のかに関する具体的な実施方法が見当たらない。このため、ノキア社の特許権請求項の保護範囲は明細書と合わせても特定できない。ノキア社の特許権請求項7の保護範囲を特定できないから、華勤会社がノキア社の特許を使用したかどうかについて確定する必要もなければ、確定しようもなく、華勤会社が権利を侵害したと判定すべきではない。これによって、ノキア社の訴訟上の請求をすべて棄却すると判決した。判決後、ノキア社はこれを不服として、上訴した。上海市高級人民法院の第二審は上訴棄却との判決を下し、原判決を維持した。

三. 評釈

機能的技術特徴の認定とその保護範囲の確定問題は、これまで一貫して特許権侵害事件における難題である。本件の原告ノキア社は通信業界の有名企業である。事件関連の請求項7で保護を要求しているのは請求項1および2で述べられている方法を実現または実行できる装置であって、請求項7の作成方式は方法のステップの特徴の前に「として配分される」を加えて限定したもので、該方法で作成した技術特徴は機能的技術特徴に属すべきである。法院は、本件において事件関連特許の明細書および添付図面に請求項の中で機能的特徴に記載する機能の具体的な実施方法が記載されていない場合、「最高人民法院關於審理侵犯專利糾紛案件應用法律若干問題的解釋（最高人民法院の特許侵害事件審理における法律応用の若干問題に関する解釈）」第4条の規定に基づき、請求項における対応する機能的特徴の内容を確定できず、さらに請求項の保護範囲を確定することもできない。請求項の保護範囲を確定できないため、特許権侵害の告訴は成立しないと直接認定できる。本件の判決は通信業の関連特許の作成および同類事件の審理においてある程度参考および指針となる。

事例4

原告ブリザード社、網之易公司 v. 被告遊易公司 不正競争紛争事件

一. 事件概要

原告の米ブリザード・エンターテインメント社（以下、「ブリザード社」）はゲームソフト開発と出版を手がける事業者で、1994年以来「Warcraft」（中国語名「魔獸争覇」）、「World of Warcraft」（中国語名「魔獸世界」）などのシリーズを含む多くの売れ筋ゲームを発売した。ブリザード社は2013年3月22日に米国のゲームショーで最新の電子トレーディング

カードゲーム「Hearthstone: Heroes of Warcraft」（中国語名「炉石伝説：魔獣英雄伝」）を発表し、原告の上海網之易網絡科技發展有限公司（以下、「網之易公司」）はブリザード社から権限を受け、このゲームを中国市場に導入するとともに、2013年10月23日に一般向け公開テストを実行した。「Hearthstone」（炉石伝説）は中国市場に導入されるとすぐにアカウントがなかなか手に入らないほどの人気となり、国内外のメディアが広く伝えたことによって、知名度が非常に高くなった。被告の上海遊易網絡科技有限公司（以下、「遊易公司」）は2013年10月25日に一般に向け「臥竜伝説：三国名将伝」というネットゲームを公開した。原告の2社は、「臥竜伝説」が原告のインターフェースと極めて似た装飾デザインとその他ゲームの要素（ゲームの表示、戦闘場面、382枚のカードとカードパックを含む）を全面的に盗作して使用し、原告のゲームルールもひょう窃しており、さらにウェブサイト「中国版『Hearthstone』現る。ブリザードが遅すぎるのか。それとも中国会社が速すぎるのか」というキャッチコピーを掲げ、「臥竜伝説」が中国版「Hearthstone」であると公言し、「臥竜伝説」はほとんど完璧に「Hearthstone」をコピーしたとも称していた。

原告の2社は被告の行為がそれぞれ「反不正当竞争法」第2条、第5条第（二）号、第9条が禁止する不正競争行為を構成するとして、原告周知商品特有の装飾の侵害停止、虚偽宣伝の停止、一般向けの公開テスト・発表・出版または「臥竜伝説」のあらゆる形式のコミュニケーションの停止、ならびに影響の除去、損害賠償民事責任の負担を被告に命じる判決を請求した。

二. 処理結果

法院は審理の結果、「本件の原告と被告はともにゲーム製品の競合事業者であり、『反不正当竞争法』およびゲーム業界の関連の自主規制を厳格に守り、公平な競争を繰り広げるべきである。被告は自らの合法的な知的労働によってゲーム業界の競争に参加することをせず、ひょう窃という手段で原告の知的成果を不正に占有して自己のものとし、かつこれをゲーム普及のセールスポイントとしており、その行為は平等、公平、信義誠実の原則および公認される商業倫理に背き、ゲーム業界競争者間の正当な参考および模倣の域を超え、不正競争の性質を持つものである」と判断した。

上海市第一中級人民法院は被告に対し、不正競争行為を直ちに止め、情報ネットワークまたは他のあらゆる形式による「臥竜伝説：三国名将伝」の運営、リリースを停止し、その影響を取り除くとともに、経済的損失として33万5,000元を原告に賠償するよう命じる判決を下した。

三. 評釈

中国でネットゲーム産業は新興産業であり、ゲーム開発者が絶えず革新を図り、大量の

知的創造力を投入しなければならない。本件の判決は、「海賊版」に歯止めをかけ、好ましい市場の雰囲気醸成の上で有利である。

事例 5

何愛偉らによる著作権侵害刑事事件

一. 事件概要

上海市公安局楊浦分局は 2014 年 3 月、権利侵害の書籍販売に関する手がかりを得た。違法者は著作権者の許諾を得ず、ネットから『之江新語』などの電子書籍をダウンロードし、自分で印刷・製本した後、上海同偉図文制作有限公司に委託して表紙を制作し、淘宝网のネットショップで公然と販売していた。2014 年 4 月 15 日、楊浦分局は容疑者 3 人を逮捕し、製造販売のアジト 4 か所を壊滅させ、違法に印刷された書籍 108 冊を現場で押収した。

二. 処理結果

楊浦区人民法院は審理の結果、被告人の何愛偉に有期懲役 3 年 6 か月、罰金 5 万元を言い渡した。被告企業の上海同偉図文製作有限公司に罰金 1,000 元を科した。被告人の楊雄偉に拘留 6 か月、罰金 200 元の処分を言い渡した。被告人の蔡志華に拘留 6 か月、罰金 100 元を言い渡した。

三. 評釈

本件は分業の専門化という特徴を示しており、事件が発覚した時点ですでにネットショッピングサイト「淘宝网」の店舗で 5,000 冊余りが公然と販売されていた。同時に、犯罪グループはオフライン印刷、オンライン販売というモデルによって犯罪を行い、捜査による取り締まりと証拠収集にある程度の難易度をもたらした。事件の特捜チームは厄介な問題を克服し、従来の捜査のやり方に科学的な分析ツールを加え、犯罪事実を明らかにし、犯罪者にしかるべき刑事罰を科し、著作権保護に対する司法機関の姿勢をはっきりと示した。

事例 6

王凱による著作権侵害刑事事件

一. 事件概要

被告人の王凱は2010年10月から、不法に利益をむさぼるために、相次いでwww.pdfex.com、www.normnow.com、www.pdfstd.com、www.buystd.com、www.enstd.comの5つのウェブサイトを開設し、権限を付与されないまま、大量のISO、IECなどの国際規格目録を分類してウェブサイトアップロードし、明らかに価格を表示し、上述の国際規格文書を公に販売した。このうち、www.enstd.comにはISO規格目録2万8,086件、IEC規格文書の目録7,865件、www.buystd.comにはISO規格文書の目録2万84件が収録されていた。購入者はウェブサイトで購入操作を行い、被告人の王凱が登録または管理しているPayPalアカウントに支払い、王凱はPayPalアカウントとリンクしている招商銀行の口座から金銭を受け取り、メールで購入者に国際規格文書を送信していた。

2013年9月24日、上海市公安局治安総隊は被告人の王凱を逮捕し、その場で事件に関するデスクトップパソコン、ノートパソコン、ハードディスクなどを押収した。鑑定の結果、被告人・王凱のパソコンとハードディスクにはISO規格文書5,065件が保存され、このうち4,407件はwww.enstd.comの販売用ISO規格目録と一致し、1,699件はwww.buystd.comの販売用規格目録と一致した。保存されていたIEC規格文書は2,017件あり、このうち1,370件はwww.enstd.comの販売用IEC規格目録と一致した。

二. 処理結果

楊浦区人民法院は2014年10月11日、被告人の王凱に対し、著作権侵害罪で有期徒刑3年、執行猶予4年、罰金18万元を言い渡した。

三. 評釈

本件は国際標準化機構（ISO）が著作権を有すると表明している作品、すなわちISO、IECの国際規格文書に関係している。中国が締結している国際条約によると、ISO、IECの国際規格文書の著作権は中国の法律によって保護される。この事件は上海市で初めての国際規格文書の著作権侵害に関する刑事事件で、国家版權局の2014年「劍網」行動重点事件に加えられ、ISOから非常に注目されていた。本件の判決が下されると、国家標準化管理委員会は上海検察機関によるISO著作権保護の努力を認め、表彰旗を贈呈した。本件の判決は同類事件を処理する上で指針となる。

事例7

張俊雄による著作権侵害刑事事件

一. 事件概要

被告人の張俊雄は2009年末、ウェブサイトのドメイン名の登録申請を行い、www.1000ys.cc（サイト名は「1000 影視」）を開設した。その後、張は著作権者の許諾を得ず、サイト管理のバックグラウンドを通じて、哈酷資源網にリンクして映画・テレビ作品のシードファイルのインデックスアドレスを入手し、それを利用者に提供するとともに、QVOD 再生ソフトを強制使用させる方式で、サイト利用者に映画・テレビ作品のネット閲覧サービスを提供した。ウェブサイトの知名度とリンクしている映画・テレビ作品のクリック数を高めるために、張はリスト、インデックス、内容紹介、ランキングなどを設置して利用者に作品を推薦した。同時に、「百度広告連盟」に加入することで、広告収入を得た。鑑定の結果、ウェブサイトにリンクされていた映画・テレビ作品のうち、941 作品は中国、米国、韓国、日本などの関連の著作権機構が認証した著作権を有する作品と内容が同じだった。上海市静安区人民検察院は被告人の張俊雄が著作権侵害罪を犯したとして、法院に公訴を提起した。

二. 処理結果

普陀区人民法院は審理の結果、「被告人の張俊雄は営利目的で、著作権者の許諾を得ず、情報ネットワークによって映画・テレビ 941 作品を伝達するなど、情状は深刻で、この行為は著作権侵害罪を構成するが、出廷後に自らの犯行をありのままに供述でき、法により刑罰を軽減することができる。被告人の張俊雄は保釈中に法令を遵守でき、刑の執行猶予を適用することができる」と判断し、被告人の張俊雄に対し著作権侵害罪で有期徒刑 1 年 3 か月、執行猶予 1 年 3 か月、ならびに罰金 3 万元を言い渡した。

三. 評釈

本件は刑事制裁の方式によって事件に関連するネットワークサービス提供行為を規制し、権利者の知的財産権に対する保護を具体化した。本件の犯罪行為はタイプが新しく、P2P など専門性が高いネットワーク技術と関係している。著作権が侵害された映画・テレビ作品数がかかなり多く、関連の著作権者は複数の国に及び、各界から注目され、公安部の「四黒一掃、四害除去」（四黒は食品・医薬品の偽造工場、生活資料の偽造工場、盗品を収集販売する市場、ポルノ・賭博・麻薬のアジトを指す。四害は庶民、家庭、社会、国家を害することを指す——訳注）特別行動監督処分事件に加えられた。

事例 8

済南道諾公司による「銀聯」、「UnionPay」商標専用権侵害事件

一. 事件概要

上海市工商局検査総隊は2014年7月、「銀聯」、「UnionPay」の商標登録者である中国銀聯股份有限公司（以下、「中国銀聯」）から、済南道諾科技有限公司（以下、「済南道諾公司」）によって関連の金融サービスにおける登録商標の専有権を侵害されたとの通報を受けた。検査総隊は市公安局経済犯罪捜査総隊および閩北公安経済犯罪捜査支隊とともに、当事者である済南道諾公司の経営場所を捜査した。また、重慶、山東、湖北の工商部門および公安部門と協力して合同捜査を行い、それぞれ所轄内で関係組織を調査した。

調査の結果、済南道諾公司はPOS端末の配置と日常のメンテナンス業務に従事する企業で、2014年1月より、済南道諾は「銀聯」と「UnionPay」の商標が中国銀聯の登録商標であることを知りながら、経営活動において無断で経営場所の看板、従業員のIDカード、名刺、宣伝資料、「特約店POS端末サービス契約」などの媒体に「銀聯」と「UnionPay 銀聯」のマークを使用するとともに、「中国銀聯上海分公司」の名義を不正使用し、「授權書」を偽造して「銀聯」POS端末の資金決済業務を広めた。事件が発覚した時点で、当事者の済南道諾公司は上述の登録商標「銀聯」、「UnionPay」の無断使用によって、すでに上海市内の商店に334台のPOS端末を設置し、不法な売上高は6万120元だった。

二. 処理結果

当事者の済南道諾が商標権者の許諾を得ず、POS端末による資金決済業務の展開において登録商標「銀聯」、「UnionPay」を使用したことは、公衆のサービス提供元に対する混同を招きやすく、この行為は「中華人民共和国商標法」第57条第（一）号および「中華人民共和国商標法」第4条第2項の規定に違反し、登録した商標権を侵害する違法行為である。「中華人民共和国商標法」第60条の規定に基づき、直ちに権利侵害行為を止めるよう命じるとともに、罰金6万120元を科した。

三. 評釈

本件は上海の工商部門が金融サービス領域の商標権侵害行為を取り締まった典型的な事件で、商標権を効果的に保護すると同時に、銀行カード資金決済業をめぐる金融市場の秩序をさらに適正化し、金融取引の安全性を保障する上でプラスの役割を果たした。

事例9

上海税関によるディズニー社知的財産権侵害の調査・処分に関する一連の行政処罰事件

一. 事件概要

2014年初め、ディズニーの知的財産権をよりしっかりと保護し、正常な貿易秩序を維持し、合法的な消費環境をつくるために、上海税関はディズニーの知的財産権を侵害している商品の取り締まりに向けた特別行動を行うと決定し、寝具、文房具などを調査・処分の重点とし、権利侵害のハイリスク地区と企業を重点的に監視し、監督管理の効果を高め、知的財産権の保護を強化した。

二. 処理結果

調査・処分の結果、上海税関が通年で摘発したディズニー商標・著作権の侵害事件は14件、権利侵害商品の押収数は6万9,400点で、総額は134万5,400元と、前年より104.1%増加した。13社の輸出会社に対してそれぞれ権利侵害商品を没収するとともに罰金を科す行政処罰を決定した。

三. 評釈

ディズニーの知的財産権をよりしっかりと保護するために、上海税関は「点から面へ広げる」という事件処理の考え方とインテリジェント化した管理方法を積極的に駆使して、知的財産権特別行動を繰り広げ、関連の事件の状況と輸出入データを総合的に分析・整理することで、リスクパラメーターを抽出して税関の通関システムに組み込み、権利を侵害している輸出入品を法により調査・処分し、上海ディズニーランドの順調な開業に向け好ましい運営環境をつくった。

事例 10

上海影域文化传播有限公司によるコンピューターソフトウェア著作権侵害行政処罰事件

一. 事件概要

コンピューターソフトウェア Autodesk Flame（以下、「Flame」）の著作権者であるオートデスク社は2013年12月20日、上海影域文化传播有限公司がFlameの著作権者の許諾を得ず生産管理場所のパソコンにFlameソフトをコピー、インストールして使用していると上海市文化執法総隊に苦情を申し立てた。2014年1月14日、上海市文化執法総隊の法執行員は被申立者のオフィスに対し立入検査を行ったところ、被申立者の業務用パソコン2台にFlameソフトがコピー、インストールされ、使用中であることを発見した。

申立者に確認したところ、このFlameソフト1式の価格（販売単価）は120万元だった。2014年4月22日に被申立者はオートデスク社の指定代理業者である北京強氧創新信息技术有限公司と売買契約を交わし、120万元で正規のFlameソフトと関連のハードウェアを1式

購入し、無断でコピー、インストールして使用したFlame ソフトをアンインストールし、Flame ソフトのコピー、インストールおよび使用の権利を獲得した。

二. 処理結果

上海市文化執法総隊は調査の結果、「被申立者がオートデスク社から許諾を得ず Flame ソフトを複製したことは、『計算機軟件保護条例』（コンピューター・ソフトウェア保護条例）第 8 条第 1 項第（四）号の規定に違反しており、ソフトウェア著作権者の許諾を得ずに著作権者のソフトウェアを複製した行為を構成し、同時に社会公共の利益を損なうものである。被申立者が事件発覚後に積極的に是正し、自主的に権利侵害ソフトウェアをアンインストールし、正規版の Flame ソフトを購入することで、合法的にライセンスを獲得し、不法行為による損害と影響を軽減させた。これは『中華人民共和国行政処罰法』第 27 条第 1 項第（一）号の処罰軽減の事由に該当し、法により処罰を軽減するべきである」と判断した。上海市文化執法総隊は法により、当事者に対し権利侵害行為の停止を命じ、行政処罰として 20 万元の罰金を科した。

三. 評釈

政府機関がコンピューターソフトウェアの正規版化を進める中、企業はソフトウェアの著作権保護の意識と措置をよりいっそう強化しなければならない。本件の調査・処分は、ソフトウェアの著作権者に対する保護を体現すると同時に、処罰と教育の結合という原則を反映している。